

第30回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和3年9月7日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和3年9月7日 午前10時15分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久			
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一			
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜			
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香			
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄			
13	高 井 眞佐実		○	委任状
14	石 田 玉 枝			
15	野 村 隆			
16	眞 下 謹 司		○	委任状
17	廣 瀬 淳			
18	高 橋 昭 彦			
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美			農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員	議席 5 番	鳥山 孝子	委員
	議席 7 番	飯塚 敬子	委員

議事参与が制限された委員数 2 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	千木良 典行	
	統括主幹 (農地調整係長)	吉田 徳之	
	統括主幹 (農業振興係長)	狩野 康信	
	主 任	中嶋 辰哉	
	農 林 課	主事 金子 智	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

定刻となりましたので、第30回渋川市農業委員会総会を開会いたします。渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

大変お忙しい中、ご苦勞様でございます。

会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモードか、電源を切ってもらえたら幸いです。

それでは、令和3年度第30回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は19人中8人、委任状による出席委員2名の合計10名で、会議は成立しております。

なお、13番、高井眞佐実委員、16番、眞下謹司委員から欠席及び委任の届出がございました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題とします。

本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題といたします。

議事録署名委員に議席番号5番、鳥山孝子委員、7番、飯塚敬子委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、鳥山孝子委員、飯塚敬子委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程をいただきました報告第1号、農地法第5条の規程による許可決定についてをご説明いたします。

報告書の1ページをお願いいたします。農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたので、ご報告いたします。

本件につきましては、農地法第5条関係の許可番号の5の75、5の81の記載の2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構へ令和3年8月16日に意見聴取をいたしましたところ、同日付けをもちまして、許可妥当との回答がありました。

つきましては、渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので、ご報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程をいただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。

報告書の3ページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から5番の5件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、

賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡し時期は、記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程をいただきました報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。
報告書の5ページをお願いいたします。農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
この度の届出は、5ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、仮受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡し時期は、記載のとおりであります。
以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑となし認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程をいただきました報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。 報告書の7ページをお願いいたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、7ページから10ページに記載の番号1番から17番の17件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。 また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。 以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。 それでは、渋川、小野上地区を岸第1班長、子持、赤城、北橘地区を鳥山第1班長代行に報告をお願いします。 最初に、岸第1班長、お願いします。
3 番	8月26日に実施しました第1班、渋川、小野上地区の現地調査報告をいたします。 参加者は、眞下委員、事務局の吉田係長、山口主事と私、岸で、4名で実施しました。 渋川、小野上地区の今回の許可申請は、4条による申請が2件、5条による申請が5件、合計7件でありました。 それでは、議案書に沿って報告いたします。 なお、別冊の案内図の番号と申請番号は同じですので、一緒にご覧ください。 まずはじめに、4条申請であります。 3ページをご覧ください。 申請番号4の1番の現地は、東と南は一体利用する宅地、西は道路、北は畑となっております。特に問題ないと思います。 申請番号4の2番の現地は、東は田と道路、西は道路、南は田、北は

雑種地となっております。特に問題ないと思います。

次に、5条申請であります。

5ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は宅地となっております。問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東は宅地、西と南は畑、北は道路となっております。問題ないと思います。

6ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東と西は宅地、南は宅地と畑、北は道路となっております。特に問題ないと思います。

申請番号5の4番の現地は、東は宅地と畑、西は転用許可済みの土地、南は道路、北は畑となっております。

申請番号5の5番の現地は、東と北は畑、西は宅地、南は道路となっております。問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載されているとおりだと思います。

以上で第1班、渋川、小野上地区の現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続いて、鳥山第1班長代行、お願いします。

5番

令和3年8月26日木曜日に実施しました第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査を報告いたします。

参加者は、高井委員、下田委員と私、鳥山。事務局は狩野係長、中嶋主任の、5名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第5条による申請が4件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

それでは、議案書の7ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東と南は雑種地、西は畑と宅地、北は一体利用する雑種地となっております。資材置き場の拡張であり、問題ないと思われます。

申請番号5の7番の現地は、東は田、西と南は水路、北は道路となっております。追認の申請ではありますが、始末書が添付されており、問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東と南と西は畑、北は道路となっております。追認の申請ではありますが、始末書が添付されており、問題ないと

思われます。

申請番号5の9番の現地は、東と南は道路、西と北は宅地となっています。申請地の周りは全て農地以外で、問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、調査において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第1班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてを議題とし、意見の決定を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

協議書の1ページをお願いいたします。協議第1号、渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について、次のとおり農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による変更の照会があったので、意見の決定を求めるものです。

なお、詳細につきましては農林課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

それでは、農林課の説明をお願いいたします。

農林課

農林課の金子です。よろしくお願いいたします。

渋川農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

協議書1ページからの農用地区域変更申出一覧表をご覧ください。

これは、7月15日に渋川市農業振興地域整備促進協議会でご審議いただき、除外が認められたものです。

1ページから3ページをご覧ください。最初に、渋川地区の除外になります。除外数は40筆です。内訳は、田24筆、2万7,551平米、畑16筆、1万1,299平米。合計40筆、3万8,850平米となります。

4ページをご覧ください。続いて、平成27年9月受付のもので継続審議になっていたものになります。過去、農業委員会においても許可という形でご審議いただいているのですが、周囲の状況も道路が開通したりと変わっているところでもありますので、再審議いただきたいものです。こちらについては、除外数は10筆です。内訳は、田10筆、9,878平米となります。

5ページをご覧ください。渋川地区の編入になります。編入数は、16筆です。内訳は、田1筆、569平米、畑15筆、6,247平米。合計16筆、6,816平米となります。

6ページをご覧ください。農振法第10条第3項非該当による農用地区域の変更になります。この変更は、農業委員会において農用地区域内農地が非農地判断されたものを除外するものです。除外数は、17筆です。内訳は、畑17筆、1万4,961平米となります。

今回の変更により、渋川地区の農振農用地の面積は、除外と編入の差引きの結果、5.1ヘクタールの減で、634.51ヘクタールになります。

7ページをご覧ください。伊香保地区の除外になります。除外数は、1筆です。内訳は、畑1筆、1,335平米となります。

8ページをご覧ください。農振法第10条第3項非該当による農用地区域の変更になります。除外数は、3筆です。内訳は、畑3筆、4,421平米となります。

今回の変更により、伊香保地区の農振農用地の面積は、除外と編入の差引きの結果、0.5ヘクタールの減で、37.4ヘクタールになります。

9ページをご覧ください。小野上地区の農振法第10条第3項非該当による農用地区域の変更になります。除外数は、4筆です。内訳は、畑4筆、2,685平米となります。

今回の変更により、小野上地区の農振農用地の面積は、0.2ヘクタールの減で、182.47ヘクタールになります。

10ページをご覧ください。子持地区の除外になります。除外数は、18筆です。内訳は、田3筆、3,106平米、畑15筆、1万248.4平米。合計18筆、1万3,354.4平米となります。

11ページをご覧ください。子持地区の編入になります。編入数は、15筆です。内訳は、田3筆、3,512平米、畑12筆、9,177平米。合計15筆、1万2,689平米となります。

12、13ページをご覧ください。農振法第10条第3項非該当による農用地区域の変更になります。除外数は、29筆です。内訳は、田8筆、

1,246平米。畑20筆、9,506平米、山林1筆、595平米。合計29筆、1万1,347平米となります。

今回の変更により、子持地区の農振農用地の面積は、除外と編入の差引きの結果、1.4ヘクタールの減で、740.8ヘクタールになります。

14ページをご覧ください。赤城地区の除外になります。除外数は、10筆です。内訳は、田5筆、5,185.28平米、畑5筆、7,102平米。合計10筆、1万2,287.28平米となります。

15ページをご覧ください。赤城地区の編入になります。編入数は、1筆です。内訳は、宅地1筆、56平米となります。

16、17ページをご覧ください。赤城地区の農振法第10条第3項非該当になります。除外数は、22筆です。内訳は、畑22筆、1万5,823平米となります。

今回の変更により、赤城地区の農振農用地の面積は、除外と編入の差引きの結果、2.8ヘクタールの減で、1,519.74ヘクタールになります。

18ページをご覧ください。北橘地区の除外になります。除外数は、9筆です。内訳は、田1筆、670平米、畑8筆、3,981.25平米。合計9筆、4,651.25平米となります。

19ページをご覧ください。北橘地区の編入になります。編入数は、5筆です。内訳は、畑5筆、2,218平米となります。

20、21ページをご覧ください。北橘地区の農振法第10条第3項非該当になります。除外数は、27筆です。内訳は、畑26筆、1万4,559平米、山林1筆、1,112平米。合計27筆、1万5,671平米となります。

今回の変更により、北橘地区の農振農用地の面積は、合計で1.8ヘクタールの減で、833.56ヘクタールになります。

以上で説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 先ほど農林課職員より、7月15日に開催された渋川市農業振興地域整備促進協議会の決定を経た、各地区における変更内容の説明がございましたが、農地法の観点から幾つか説明をさせていただきます。

協議書の10ページをお願いします。子持地区の除外になります。ナンバー5、6及びナンバー7、8の4件につきましては、農業公共投資がある第1種農地に該当すると思われ、また、今回の転用目的に対し該当する許可基準及び不許可の例外規定はなく、農地転用の許可見込みはないと思われれます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まずはじめに、協議書12ページのナンバー14、ナンバー15、ナンバー19並びにナンバー20の4件を審議したいと思います。

渋川農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により、会長が議長を務めておりますが、先ほどの議事参与の制限により議事に参与できません。

このため、渋川市農業委員会規程により、会長職務代理者が、会長が欠けたときその職務を代理することになっておりますので、この審議については大島会長職務代理者を議長に指名いたします。よろしくお願いいたします。

(関係委員退席)

議 長
(10番)

この事案について議長を務めさせていただく会長職務代理者の大島です。よろしくお願いいたします。

それでは、協議書12ページのナンバー14、ナンバー15、ナンバー19並びにナンバー20の4点について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長
(10番)

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。協議第1号、12ページのナンバー14、ナンバー15、ナンバー19並びにナンバー20の4件については、認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長
(10番)

異議なしと認め、議案のとおり決定することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

議長を交代します。ありがとうございました。

(関係委員着席)

議 長

議長を交代いたしました。引き続き、議事を進行させていただきます。

続きまして、協議書10ページのナンバー5及びナンバー6の2件について審議しますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは、協議書10ページのナンバー5及びナンバー6の2件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(沈黙)

議 長 先ほど事務局の係長の方から説明された部分でございます。この件については植林用地ということで提出されておりますけれども、これは無理だというご判断でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 じゃあ、ナンバー5、6はそういうことで。委員を戻してください。

(関係委員着席)

議 長 それでは、10ページのナンバー5及びナンバー6の2件については、転用に当たり該当する許可基準及び不許可の例外規定はなく、農地転用の許可見込みはないことから、認めないことでご異議ございませんね。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、ナンバー5及びナンバー6の2件については、認めないことで決しました。

続きまして、協議書10ページのナンバー5及びナンバー6の2件、12ページのナンバー14、ナンバー15、ナンバー19並びにナンバー20の4件を除く案件について審議します。ご質問のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。協議第1号、10ページのナンバー5及びナンバー6の2件、12ページのナンバー14、ナンバー15、ナンバー19並びにナンバー20の4件を除く案件について、10ページのナンバー7及びナンバー8の2件については、転用に当たり該当する許可基準及び不許可の例外規定はなく、農地転用の許可見込みはないことから、認めないこととし、その他の案件については認めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、10ページのナンバー7、ナンバー8の2件については認めないこととし、その他の案件については議案のとおり決定することに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番及び2番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番及び2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので、申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から2番の2件について審議いたします。ただいまの事務局の説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から2番の2件について

は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番及び2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から2番の2件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から2番の2件について

は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号の4の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から9番の9件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページから7ページ関連です。議案書の5ページをお願いいたします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号の5の1番から9番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われる。

申請番号5の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われる。

6ページをお願いいたします。

申請番号5の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われる。

申請番号5の4番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われる。

申請番号5の5番は、J Rの駅から約470メートルの所に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われる。

7ページをお願いいたします。

申請番号5の6番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘ

クタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の8番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の1番から9番の9件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号5の1番から9番の9件については、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の1番の9番の9件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地につきましては、渋川地区、赤城地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和3年10月1日を予定しております。

計画概要につきましては、9ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が8人、借受人が7人、筆数が15筆、面積が2万5,393平方メートルです。この個別の内訳は、10ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

1番から15番の15件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

10番

10番、大島です。

議 長

はい、大島委員。

10番

利用権設定の10、11、12、13番で、桑って入ってるんですけど、桑でも作って何か目的があるんでしょうか。養蚕しているうちがあるんですかね。

事務局

はい、議長。農業振興係長。

議 長

はい、農業振興係長。

事務局

こちらの申請は、農業者年金の経営移譲の関係の再設定の申請ということで、渡人と受人は親子関係になっております。もともとお蚕をやっていた養蚕農家ということでございます。

10番

はい、分かりました。

議 長

ほかに何か質問ありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

10番から13番については、桑の栽培ということでございますので、よろしいでしょうか。

それでは、利用権設定総括表の1番から15番の15件については、承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、第30回総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時15分>